

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和6年9月
磯子警察署 生活安全課

暫定値		令和6年8月末現在																
町名	刑法犯 認知件数	全 刑 法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	カ ド キ ャ ッ シ ュ 基 金 詐 欺	窃 盗 犯	空 き 巢	ひ つ た く り	オ ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	そ の 他
区内全域	令和6年	382	4	33	24	20	4	228	3		12	72	16	11	40	74	25	68
	令和5年	367		32	23	17	6	249	7	2	3	80	7	14	61	75	7	56
	増 減	15	4	1	1	3	-2	-21	-4	-2	9	-8	9	-3	-21	-1	18	12
磯子	令和6年	47	1	6	6	4	2	25			3	8		1	7	6	3	6
	令和5年	47		2	2	1	1	31	3			7	1		14	6	2	10
	増 減	0		4	4	3	1	-6	-3		3	1	-1	1	-7		1	-4
磯子台	令和6年	4		1	1	1		1				1					1	
	令和5年	3		1														2
	増 減	1			1	1		1				1					1	-2
鳳町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増 減	0																
岡村	令和6年	32		1	1	1		24	1		2	7	4		3	7	2	4
	令和5年	21		1	4	4		12	1	1		1		2	1	6		4
	増 減	11			-3	-3		12		-1	2	6	4	-2	2	1	2	
上町	令和6年	2	1					1			1							
	令和5年	1						1				1						
	増 減	1	1								1	-1						
上中里町	令和6年	5						2					1			1		3
	令和5年	9						9				3	1	1	1	3		
	増 減	-4						-7				-3		-1	-1	-2		3
栗木	令和6年	3						3					1			2		
	令和5年	8		2	2	2		4								4		
	増 減	-5		-2	-2	-2		-1					1			-2		
坂下町	令和6年	1						1								1		
	令和5年	1						1				1						
	増 減	0										-1				1		
汐見台	令和6年	9			1	1		5						1		4	1	2
	令和5年	3						1				1						2
	増 減	6			1	1		4				-1		1		4	1	
下町	令和6年	3						3					1			2		
	令和5年	3						2				2						1
	増 減	0						1				-2	1			2		-1
新磯子町	令和6年	2	1	1														
	令和5年	0																
	増 減	2	1	1														
新杉田町	令和6年	10		3				5				2			1	2		2
	令和5年	9		1				7				2			1	4		1
	増 減	1		2				-2								-2		1
新中原町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増 減	0																
新森町	令和6年	0																
	令和5年	1																1
	増 減	-1																-1
杉田	令和6年	63		8	5	4	1	30				7	1	1	9	12	5	15
	令和5年	69		9	1		1	49			2	16		4	17	10	1	9
	増 減	-6		-1	4	4		-19			-2	-9	1	-3	-8	2	4	6

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

暫定値		令和6年8月末現在																
町 名	刑法犯 認知件数	全 刑 法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	カ イ ド 欺 惑	窃 盗 犯	空 き 果	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 達	自 転 車 盗	車 上 ね らい	部 品 ね らい	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	そ の 他
	増減																	
杉田坪呑	令和6年	0						1			1							
	令和5年	1						1			1							
	増 減	-1						-1			-1							
滝頭	令和6年	14		2				9			1	3	2			3		3
	令和5年	10		1				5		1	1	1	1			1	1	3
	増 減	4		1				4		-1	1	2	1	-1		2	-1	
田中	令和6年	4			1	1		3			1	2						
	令和5年	5		2				3				3						
	増 減	-1		-2	1	1					1	-1						
中浜町	令和6年	2						2				2						
	令和5年	2						1								1		1
	増 減	0						1				2				-1		-1
中原	令和6年	22		1	2	2		13			1	4	2		2	4	2	4
	令和5年	13		3	2	2		8				5				3		
	増 減	9		-2				5			1	-1	2		2	1	2	4
西町	令和6年	7		1				6				3	1			2		
	令和5年	11		1				7				5		1	1		1	2
	増 減	-4						-1				-2	1	-1	-1	2	-1	-2
原町	令和6年	2		1				1								1		
	令和5年	4			1	1		1								1		2
	増 減	-2		1	-1	-1												-2
馬場町	令和6年	1																1
	令和5年	2			1	1		1				1						1
	増 減	-1			-1	-1		-1				-1						
東町	令和6年	15		2				10				8			1	1	1	2
	令和5年	5						5				4	1					
	増 減	10		2				5				4	-1		1	1	1	2
久木町	令和6年	9	1	2				3					1			2	1	2
	令和5年	6			1	1		5							2	3		
	増 減	3	1	2	-1	-1		-2					1		-2	-1	1	2
水取沢町	令和6年	1						1						1				
	令和5年	1						1						1				
	増 減	0																
広地町	令和6年	5						1				1					1	3
	令和5年	3						2							2		1	1
	増 減	2						-1				1			-2		1	2
丸山	令和6年	20		1	2	1	1	15			2	6		3		4	2	
	令和5年	14		2	1	1		9	1			3	1		1	3		2
	増 減	6		-1	1		1	6	-1		2	3	-1	3	-1	1	2	-2
峰町	令和6年	1						1								1		
	令和5年	1																1
	増 減	0						1								1		-1
森	令和6年	50		1	1	1		35	1		1	11		1	9	12	2	11
	令和5年	48		2	1		1	36	2			8		1	14	11	1	8
	増 減	2		-1		1	-1	-1	-1		1	3			-5	1	1	3
森が丘	令和6年	1																1
	令和5年	4																4
	増 減	-3																-3
洋光台	令和6年	47		2	4	4		28	1			7	2	3	8	7	4	9
	令和5年	62		5	7	4	3	47				16	2	3	7	19	1	2
	増 減	-15		-3	-3		-3	-19	1			-9			1	-12	3	7

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況

令和6年 9月号

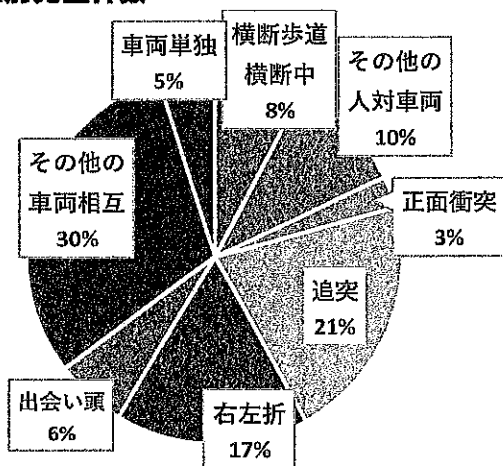
1 発生件数

	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	145	0	162
前年累計	196	3	230
前年比	-51	-3	-68

*令和6年 8月末現在

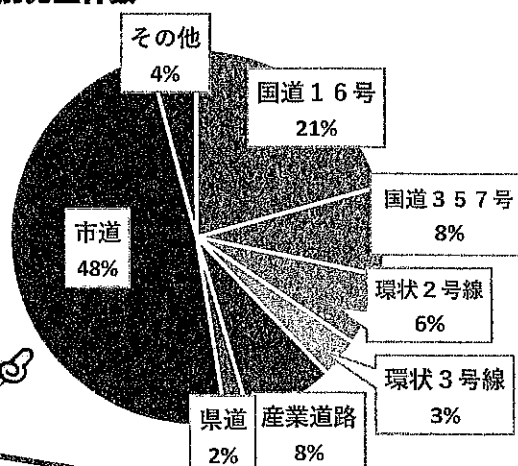
磯子警察署管内は8月末まで交通事故の発生は前年比マイナスを維持できているので、引き続き交通ルールを守った運転をしましょう。自転車や歩行者の絡む交通事故も増えていますので、みんなで交通ルールを守って交通事故を減らしましょう。

2 類型別発生件数



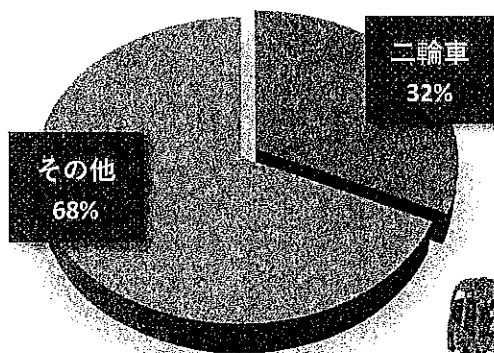
車間距離をしっかりとって走行しましょう。

3 路線別発生件数



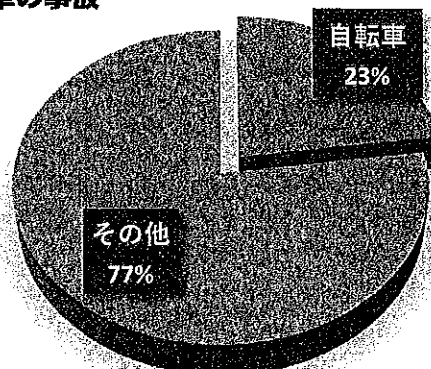
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故



※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合

*バイクは正面からだとも速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。

*自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。

まだまだ暑い日が続いています。熱中症などに気をつけて、こまめな水分補給と無理のない運転を心がけてください。

安全は心と時間のゆとりから 特殊詐欺にも注意しましょう！

磯子区のみなさんへ

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。歩道を通行する場合は歩道の中から車道寄りの部分を通行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機がある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

3 夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけなければならない。

4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

5 ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。また、児童または幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。



知っていますか？ 特定小型原動機付自転車



詳細は、警察庁ウェブサイト特設ページをご覧ください。

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等が
特定小型原動機付自転車
として、新たな交通ルールが適用
されることとなりました。

特定小型原動機付自転車
に乗る時は、
ヘルメット
をかぶりましょう！



反射材を活用しよう！

車両からの視認距離 ※目安



反射材付きエコバッグ
(左側)



着用反射材シール



反射材キーホルダー



反射材付き傘



反射材タックルバンド

神 奈 川 県 警 察

神奈川県警察 交通総務課

公式Twitter



交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！
QRコードを読み取ってアクセスしてみてください！

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃ



いそく



いそごりくん

令和 6 年中の火災・救急状況

＜令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで＞

※令和 6 年中の数値にあつては速報値であり、確定値ではありません。

■ 区内の火災発生状況（7，8 月）

- ・ 8 月 14 日（水）磯子区滝頭一丁目 その他火災
- ・ 8 月 16 日（金）磯子区磯子一丁目 建物火災

■ 区内の火災件数等

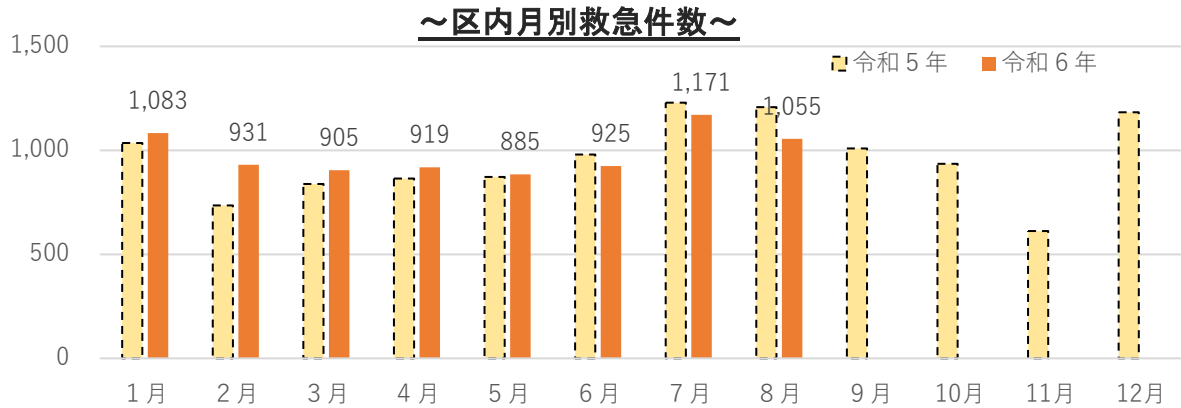
		令和 5 年	令和 6 年	増減
火災件数		13 件	11 件	△2 件
種別	建物	9 件	9 件	0 件
	車両	1 件	1 件	0 件
	その他	3 件	1 件	△2 件
焼損床面積		94 m ²	127 m ²	33 m ²
死者数		0 人	1 人	1 人
負傷者数		4 人	0 人	△4 人

■ 市内の火災件数等

		令和 5 年	令和 6 年	増減
火災件数		503 件	427 件	△76 件
種別	建物	288 件	298 件	10 件
	車両	63 件	39 件	△24 件
	その他	152 件	90 件	△62 件
焼損床面積		4,856 m ²	4,192 m ²	△664 m ²
死者数		10 人	17 人	7 人
負傷者数		85 人	78 人	△7 人

■ 区内・市内の救急件数

- ・ 区内 7,874 件（昨年比 110 件増）
- ・ 市内 171,429 件（昨年比 4,256 件増）



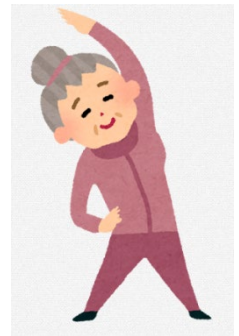
救急出場急増中！予防救急推進中！

横浜市では、過去最多出場の令和5年を大きく上回る件数で救急出場が増加しています。
けがや病気を未然に防ぐ予防救急の取組にご協力をお願いします。

「あんしん救急」一知って予防！救急車一

ステップ① 元気なうちにしっかり備える！

- ・休日や夜間に受診可能な病院を知る手段を知っておこう。
- ・適度な運動や体操をして転倒によるけがを予防しましょう。
- ・頭部にヘルメットを着装するなど、けが(特に頭部)を予防しましょう。
- ・手洗い、うがいをして、かぜなどの感染症を予防しましょう。



ステップ② 困った時は、まず相談！

けがや急な病気で救急車を呼ぶか迷ったら、[#7119](#)など、相談する方法を知りましょう！

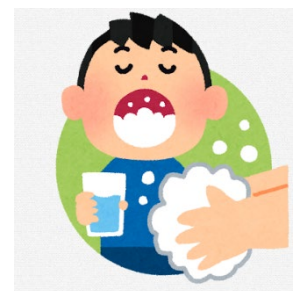
ステップ③ こんな時こそ急いで救急車！

意識がない、大量の出血を伴うけが、けいれんが止まらない、物をのどにつまらせたなど、
すぐ 119 番通報しましょう！

高齢者のあんしん救急
リーフレットはこちら！



子育て世代のあんしん救急
リーフレットはこちら！



「GREEN×EXPO 2027」磯子区地域説明会の開催報告について

令和6年8月29日（木）に磯子公会堂にて、「GREEN×EXPO 2027」磯子区地域説明会を開催いたしましたのでご報告します。当日はあいにくの雨の中、208名もの区民の方にご参加いただきました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

1 開催結果について

（1）実施内容

- ア 市長講演
- イ 意見交換

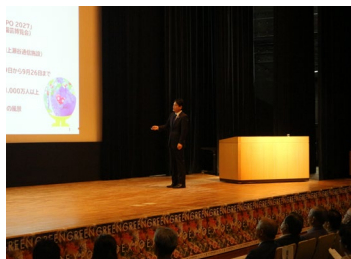
（2）参加者数 208名（内訳は以下の通り）

団体名	人数
自治会・町内会	132名
公園愛護会	35名
ハマロード・サポーター	24名
環境事業推進委員	15名
グリーンサポーターズ・いそご	2名

2 意見交換について

参加者を代表して、以下の3名の皆様にご登壇いただきました。磯子区から会場への交通アクセスや、食や農を通して「GREEN×EXPO 2027」を身近に感じられるような取組など、山中市長を交えて意見交換を行いました。

- ・須田 会長（磯子区連合自治会町内会 会長）
- ・宮澤 会長（岡村三殿台公園ほか2公園の愛護会 会長）
- ・中岡 会長（磯子区環境事業推進委員連絡協議会 磯子地区会長）



市長講演



意見交換の様子



同日開催イベント
「フラワーミニフェスタ」

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。現在の取組状況と今後の取組について、ご説明させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

シンポジウムにお誘いあわせの上ご参加ください。「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

3 特別市に関する地域説明会

地域活動にご尽力いただいている市民の皆様などを対象とした特別市の地域説明会を8月に泉区で開催しました。区連会の皆様のご協力もいただきながら、今後、各区で順次開催させていただく予定です。

<内 容>

- 「横浜市が目指す特別市とは」（説明者：山中 竹春 横浜市長）
- 意見交換・その他

<泉区の地域説明会の様子（8月28日開催 参加人数 約120人）>



4 県内三政令市で連携した取組状況

県内三政令市の市長・議長・副議長がともに足並みを揃えて連携している姿をアピールし、神奈川から特別市の法制化に向けた機運醸成を図るため、昨年度に続き2回目となる「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を、9月5日に開催しました。

懇談会では、特別市に関する3市の取組状況の共有や意見交換を行い、3市の市長・議長・副議長連名で、「特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージ」（別添）を発信しました。



5 特別市シンポジウムの開催概要

「特別市」の必要性や、「特別市」の実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、広く市民の皆様を対象に11月にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にもシンポジウムの開催を予定しています。詳細については、改めてご案内させていただきます。

(1) 日程等

日時：令和6年11月23日（土）14時00分～16時00分（開場13時30分）

会場：港南区民文化センター ひまわりの郷（港南区上大岡西1-6-1）

定員：250人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 座談会	山中 竹春 （横浜市長）
	原 日出子 さん（俳優）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

11月21日（木）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集いたします。（ファクス（663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

今月の各区の区連会において、ご案内させていただくとともに、配送ルートにより、各单位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付させていただきます。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山口・鈴木

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の 連携した取組推進に関する共同メッセージ

我が国は、少子高齢化や人口減少、大規模災害など決して避けることができない様々な課題を、一丸となって乗り越えていかなければならない。多くの自治体が消滅する可能性があると予測され、また、我が国経済は長きにわたる停滞により国際的地位も低下している状況にあるなど、このままでは、我が国が立ち行かなくなるという大きな危機意識を持っている。

こうした危機的な将来が予想される中、地方自治体が連携・協力して、持続可能な形で住民サービスを提供するとともに、大都市が我が国経済の牽引役を果たし、圏域の活性化と多極分散型社会の構築につながるよう、時代の要請に応じ、将来を見据えた地方自治制度の抜本的改革が必要である。

現行の指定都市制度は、旧特別市制度が府県の反対により廃止されたのち、暫定的な制度として創設されて 65 年以上が経過している。道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市が果たすべき役割を十分に発揮できる制度となっていない。この間、市町村合併や地方分権の進展により、基礎自治体、とりわけ指定都市の規模・能力は拡大し、道府県との役割分担も変容している。指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しており、将来の我が国の危機も見据え、今後より一層、地域の実情を踏まえて、柔軟かつ迅速な大都市経営を図っていくことが求められている。

特別市は、効率的かつ機動的な大都市経営を推進するため、市域における全ての事務を一体的に担う新たな大都市自治体の姿であり、市民に大都市制度の新たな選択肢を用意するものである。その効果は特別市の市民のみに留まらず、近隣市町村との連携による持続可能な強い圏域づくりや多極分散型社会の構築など、我が国全体にもプラスの効果をもたらす。また、将来を見据え、地域全体として持続可能な行政サービスを提供する体制を整えることが望まれる中、特別市が自立した大都市経営を行うことにより、道府県は特別市以外の市町村の補完・支援により一層注力することが可能となる。

600万人を超える住民を擁する横浜市、川崎市、相模原市の三市では、地域の実情を踏まえて大都市制度を選択できるようにするため、これまで三市で連携して、特別市の法制化の早期実現に向けた取組を進めている。一方で、神奈川県においては、「住民目線から見て特別市を法制度化することは妥当でない」との見解を示し、住民に選択肢を与える姿勢を示さず、当該制度の法制化すら反対している状況にある。

三市が提案している特別市制度は、我が国の危機感に対する新たな制度改革の提案であり、決して大都市のことだけを考えたものではない。そのことを広く市民、県民の皆様にご理解いただくため、住民目線の分かりやすい発信を進めていく。

特別市制度の創設は、持続可能な未来の実現に資するものであることを我々は強く認識し、県内の指定都市三市はさらに連携を強化し、ここ神奈川から新しい地方自治の形として「特別市」の法制化の早期実現を目指す取組を加速していく。

令和6年9月5日

横浜市長	山中 竹春	横浜市会議長	鈴木 太郎
		横浜市会副議長	福島 直子
川崎市長	福田 紀彦	川崎市議会議長	青木 功雄
		川崎市議会副議長	岩隈 千尋
相模原市長	本村 賢太郎	相模原市議会議長	古内 明
		相模原市議会副議長	大崎 秀治

～「特別市」シンポジウム～

横浜の未来を用意する

特別市の法制化へ

ミライへの
選択肢

参加費無料
定員 **250**名
(事前申込制)

2024年(令和6年)

11/23 土

14:00～16:00(開場13:30)

港南区民文化センター ひまわりの郷

京急線、市営地下鉄ブルーライン 上大岡駅下車
ウィング上大岡うえ(4F)



参加申込みはこちら



山中竹春



原日出子さん



辻塚也さん

第1部：基調講演

辻 塚也さん(一橋大学教授)

第2部：座談会

山中 竹春 × 原 日出子さん × 辻 塚也さん
横浜市長 俳優 一橋大学教授

主催 横浜市

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

問合せ

横浜市政策経営局制度企画課
TEL. 045-671-2952

横浜の未来を用意する 特別市の法制化へ

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。



登壇者プロフィール

山中 竹春

横浜市長



1972年生。早稲田大学政治経済学部卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(National Institutes of Health)研究員、国立がん研究センター部長、横浜国立大学特命副学長・同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。

原 日出子さん

俳優



1979年、「夕焼けのマイ・ウェイ」で映画に初出演する。1981年、NHKの連続テレビ小説「本日も晴天なり」の主演に抜擢され注目を集める。2001年「パートナー・オブ・ザ・イヤー」、2019年第33回高崎映画祭最優秀主演女優賞を受賞。近作の主な出演作は「余命10年」、「大いなる不在」など。

辻 琢也さん

一橋大学大学院
法学研究科教授



東京大学大学院博士(学術)
専門分野:行政学・地方自治論
主な役職:内閣府「税制調査会」委員、総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、横浜市大都市自治研究会座長、第30次・第31次地方制度調査会委員、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー

お申込み方法

申込締切：11月21日(木)

※申込者多数により参加不可の場合は
11月22日(金)までに連絡します。

1 WEBから

申込みフォーム▶



2 FAXから

045-663-6561

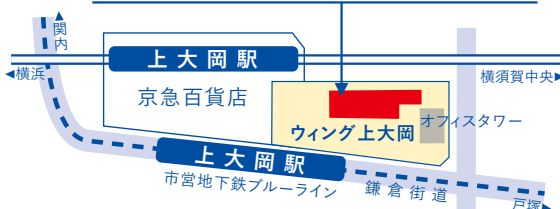
右の「FAX申込用記入欄」にご記入の上ご送信ください。

アクセス

港南区民文化センター ひまわりの郷

(港南区上大岡西1-6-1)

ウィング上大岡うえ4階屋上広場に出入口があります



・シンポジウムに関しまして、会場へのお問い合わせはご遠慮ください。
・ご来館の際にはできるだけ、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

FAX申込用記入欄

フリガナ

氏 名

電話番号

メー ル
アドレス

年 代 ☐ 19歳以下 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代
☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80代以上

居 住 地 ☐ 横浜市内()区 ☐ 神奈川県内 ☐ 神奈川県外

アンケート ①「特別市」について、知っていますか？

- ☐ 名称も内容もよく知っている
☐ 名称は知っているが、内容は知らない
☐ 名称も内容も知らない

② 特別市について、質問があれば自由にご記載ください。

希望の方のみ ☐ 車いす席 ☐ 手話通訳 ☐ 筆記通訳

※参加証はございません。

※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

横浜市消費生活推進員制度について【事業説明】

1 趣旨

消費生活推進員制度は、昭和 56 年度の制度開始からこれまで、消費者被害防止の啓発や見守り活動等、本市消費者行政の重要な役割を担っていただいています。

一方、単身世帯の増・共働き世帯の増・高齢者の就労機会の増大等によるライフスタイルの変化や消費生活推進員制度が全区で実施されていない現状、そして、デジタル社会の進展等に伴う消費者被害の多様化・複雑化や本市の財政状況等も鑑み、この度、今期（令和 6 年度末）をもって、消費生活推進員制度の休止を検討しました。

しかし、これまでいただいた様々なご意見を受け、経済局として、再検討した結果、**現時点では、消費生活推進員制度を休止することとはせず、引き続き、各区の実情に応じた運用とすることとします。**

また、消費生活推進員制度を実施されていない区にも消費者問題の情報が速やかに伝わるように取り組みますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

《参考》

■ R 2 年度 自治会町内会アンケート 「委嘱委員の候補者探し」：
難しい 56% やや難しい 28% 計 84%

■ 現在の消費生活推進員制度 実施状況

【実施区】 鶴見、中、南、港南、旭、磯子、緑、都筑、戸塚、栄、瀬谷

【不実施区】 神奈川、西、金沢、保土ヶ谷、泉、港北、青葉

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長（制度実施区）】 ご承知おきください。

3 今後の横浜市の消費者行政について

消費生活推進員の皆様には、地域に根差した普及啓発や高齢者等の見守りにご尽力いただいていたと感謝しており、引き続きのご協力をお願いします。

消費生活推進員制度の実施・不実施にかかわらず、全市的に一定の水準を確保できるように経済局・区・消費生活総合センター等で連携を密にして、消費者被害の未然防止に取り組んでいきますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

経済局消費経済課 担当：畠山・新田・長岡
電話：6 7 1－2 5 8 4
e-mail：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.jp

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。

3 お配りする備蓄食料

(1) 保存パン 20 食入り	1,100 箱 (22,000 食)	程度
(2) 水缶詰 24 本入り	3,200 箱 (76,800 本)	程度
(3) おかゆ 20 食入り	800 箱 (16,000 食)	程度
(4) クラッカー 70 食入り	300 箱 (21,000 食)	程度
(5) スープ 45 食入り	900 箱 (40,500 食)	程度

【参考】

・保存パン

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2025 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約 2 kg

・水缶詰

- ① 1 箱当たりの本数：24 本
- ② 賞味期限：2025 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：27cm×40cm×13cm／約 8 kg

・おかゆ

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2025 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約 5 kg

・クラッカー

- ① 1 箱当たりの食数：70 食
- ② 賞味期限：2025 年 1 月または 2 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：26cm×50cm×37cm／約 7 kg

・スープ

- ① 1 箱当たりの食数：45 食
- ② 賞味期限：2025 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：21cm×29cm×24cm／約 1 kg

4 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

5 申込方法

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）から令和6年10月15日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL または二次元コードよりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。

6 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

7 配布日時及び引渡場所

配布日は、令和6年11月20日、21日、22日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

8 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄品の配送は行っていないので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- (4) 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- (5) 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申込いただいた各団体様で処分をお願いいたします。
- (7) お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課

避難支援担当 森崎、福田

Tel671-2011

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱まで申込可能です。

① 保存パン 1,100 箱（22,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2025年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約2kg



② 水缶詰 3,200 箱（76,800 本）程度

- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2025年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
27cm×40cm×13cm／約8kg



③ おかゆ 800 箱（16,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2025年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約5kg



④ クラッカー300箱（21,000食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2025年1月または2月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
26cm×50cm×37cm／約7kg



⑤ スープ 900 箱（40,500 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：45食
(卵、オニオン、みそ汁 各15食)
- ・ 賞味期限：2025年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
21cm×29cm×24cm／約1kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

※ 個人の方が誤ってお申込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）～令和6年10月15日（火）

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0df28285-3ca1-40ec-a9c3-51659bfb768a/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了

サンプル

令和6年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、**令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いします。

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

以下の日時に配布を行います。『横浜市電子申請・届出サービス』でのお申込みの際に、次の①～⑩の候補のうち、第3希望までお選びください。

①	令和6年11月20日（水）	10：00～11：30
②	令和6年11月20日（水）	14：00～15：30
③	令和6年11月21日（木）	10：00～11：30
④	令和6年11月21日（木）	14：00～15：30
⑤	令和6年11月22日（金）	10：00～11：30
⑥	令和6年11月22日（金）	14：00～15：30
⑦	令和6年11月25日（月）	10：00～11：30
⑧	令和6年11月25日（月）	14：00～15：30
⑨	令和6年11月26日（火）	10：00～11：30
⑩	令和6年11月26日（火）	14：00～15：30

(2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイト[※]に掲載しておりますので、ご確認ください。

※前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

団体の所在地	配布場所	住所
鶴見区 神奈川区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
西区 中区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
南区 港南区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
旭区 磯子区 金沢区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎南32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていないので、引渡場所までお越しいただきますようお願いします。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申しいただいた各団体様で処分をお願いします。
- キ お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 (電話) 045-671-2011

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請について【情報提供】

1 趣旨

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、申請期限が 10 月 31 日（木）となっています。2 回目の申請も可能ですので、補助金の活用について、引き続きご検討をお願いいたします。

なお、すでに補助金を活用して設備導入した自治会で、「脱炭素」の取組の大切さや断熱窓のメリット等を紹介する「脱炭素普及セミナー」を実施しました。別紙共有資料を作成しましたので、導入検討の参考にご覧ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 参考

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円



←市 WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



※設備の契約・購入は、補助申請後に交付決定を受けてから行ってください。

※複数回、申請可能ですが、2 回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後に受付しています。

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

いいね！断熱窓

青葉区 中市ヶ尾自治会館では、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を活用し、断熱窓(内窓)、照明のLED化を実施。班長会で集まった班長さんに、「脱炭素」の取組の大切さ、断熱窓のメリットなどを紹介しました。

実際に窓を触ると、内側と外側で熱さが違います。ご協力いただいた西川会長も、「とても快適になった」とのことでした！



↑ 8月4日脱炭素普及セミナーの様子

8月4日 青葉区

中市ヶ尾自治会館 脱炭素普及セミナー を開催

自治会町内会館脱炭素化推進事業



↑ 導入した断熱窓
(既存の窓に内窓を設置)

家でもできる「脱炭素」ってなんだろう？

自治会町内会館で断熱窓などの効果を実感したら、ご自宅でも、導入するのはいかがでしょうか。環境省の補助制度も活用できます。

一定の省エネ基準を満たすエアコン、冷蔵庫、LED 照明器具を購入・設置・申請すると、「エコハマ第2弾」でポイント還元が受けられます！

※本体購入価格(税抜)の20%(1台あたり上限3万円)分

※エコハマ第2弾は、会館への設備導入は対象外

その他にも、省エネ家電を選ぶ際に、環境省 Web サイト「しんきゅうさん」で、省エネ効果や、電気料金などが、比較ができます。すぐにできるアクションを見る→すぐにできるアクションで、電気代もおトクに。(横浜市脱炭素ポータルサイト)



↑ 環境省 Web サイト
「しんきゅうさん」 →



まだ間に合う！会館での省エネ設備の補助申請

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限: 10/31(木) まで

【問合せ先】横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 045-451-7740(平日 9:00~17:00)

(事業実施主体: 市民局地域活動推進課)

磯子区連合町内会長会資料
令和 6 年 9 月 17 日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

神奈川県横浜川崎治水事務所
急傾斜地第一課長

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表と説明会開催の周知について(依頼)

本県の県土整備行政の推進につきましては、日頃格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を実施しており、磯子区内においては、平成 30 年 1 月 17 日付で指定の告示をしております。この区域は、おおむね 5 年ごとに見直しを行うこととされており、今回その調査結果を令和 6 年 9 月下旬に公表します。

つきましては、この調査結果に関する説明会を別添のとおり開催しますので区民に幅広く周知していただきたく、ご配慮くださるようお願いいたします。

1. 周知内容：土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表と説明会の開催について
2. 周知範囲：磯子区管内
3. 周知方法：揭示板
4. 揭示期間：11 月 17 日（日）まで
※揭示板の空き状況等により、ご無理のない範囲でご協力お願いします。
5. 添付資料：揭示物（土砂災害に備えていただくために）

問合せ先
工務部 急傾斜地第一課 吉田
電話 045-411-2520（内線 3243）

がけ地の近くにお住まいの皆様へ（磯子区）

令和6年9月17日

～土砂災害に備えていただくために～ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表と 説明会の開催について

- 県では地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めており、磯子区の調査結果を令和6年9月下旬に公表します。
- この調査結果に関する説明会を次の通り開催しますのでお知らせします。なお、参加できない場合は「説明資料」等を横浜川崎治水事務所ホームページへ掲載しますのでご覧ください。また、レッドゾーンの指定を予定している土地所有者様には、説明会のご案内を改めて郵送いたします。

●説明会

【開催日時】 令和6年11月17日（日）

※午前と午後は同じ内容で実施します。

■10時～11時30分（北部の方）

■14時～15時30分（南部の方）

【開催会場】

杉田小学校 体育館

横浜市磯子区杉田 1-8-1

（JR 京浜東北線・根岸線：新杉田駅より徒歩10分）

（京急線：杉田駅より徒歩5分）

【説明内容】

土砂災害防止法の概要・区域指定の見直し
・土地利用の制限などについて、
プレゼンテーションや資料などにより、
説明を行います。

基礎調査結果（区域図(案)）は、
公表後にホームページ【神奈川県土砂災害
情報ポータル】や、横浜川崎治水事務所、
県庁砂防課、横浜市建築局企画部建築防災
課の窓口で、閲覧することができます。



※ 駐車場はありません。徒歩もしくは公共交通機関をご利用ください。

※ 中止・延期の場合は、当事務所のホームページに掲載します。電話でのお問い合わせもできます。

●問合せ先

神奈川県横浜川崎治水事務所 工務部 急傾斜地第一課

電話：045-411-2520 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

自治会町内会長 様

横浜マラソン組織委員会事務局次長

「横浜マラソン 2024」開催に伴う交通規制のお知らせについて

平素より、皆様には横浜マラソン開催に関し多大なるご尽力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

さて「横浜マラソン 2024」は 10 月 27 日（日）の開催に向けて、安全、安心な大会運営を行うために準備を進めておりますが、実施にあたり、沿道周辺で交通規制を実施させていただく予定です。

つきましては、交通規制チラシを作成いたしましたので、交通規制に関してのご理解・ご協力と、自治会町内会掲示板への掲出に関してのご協力をよろしくお願いいたします。

1 交通規制日時（コース全般）

令和 6 年 10 月 27 日（日） 6 時 30 分ごろから 16 時 30 分ごろまで

2 各所の交通規制時間

別紙「横浜マラソン 2024 開催に伴う交通規制のお知らせ」チラシのとおり

3 交通規制に関する問い合わせ先

横浜マラソン交通規制コールセンター 電話番号 045-330-3051

受付時間 ①10/1～10/18 平日のみ 9:00～17:00

②10/19～10/26 毎 日 9:00～17:00

③10/27 大会当日 4:00～16:00

4 掲示期間

10 月 27 日（日）まで

※掲示板の空き状況等により、ご無理のない範囲でご協力お願いします。

担当 横浜マラソン組織委員会事務局 高橋

電話:226-5036 FAX:226-5037

Email: t-takahashi@yokohamamarathon.jp



自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会磯子区支会
支会長 須田 幸雄

共同募金運動（戸別募金）へのご協力について（依頼）

初秋の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金運動につきましては、毎年多大なるご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本年度も10月1日から、全国一斉に共同募金運動が展開されますが、磯子区におきましても、例年通り実施いたしますのでご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては「赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点」等をご確認ください。

1 運動趣旨

別紙「令和6年度 共同募金の実施要領」をご参照ください。

2 募金用資材

別紙「赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点」の「1 送付資材」のとおりお届けしますので、ご査収願います。

3 新型コロナウイルス感染症に伴う各種対応について

- ・例年、募金納入は12月31日を目途にお願いしておりますが、今年度に関しても令和7年1月31日までに納入くださいますようお願い申し上げます。
- ・感染拡大防止措置として募金運動を実施するか否かは、各自治会・町内会にてご判断をお願いいたします。実施しない場合はその旨をご連絡いただく必要はありません。

4 その他

共同募金活動に対して質問があった際などに、寄付をされる方のご理解をいただくため、同封の「赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点」等の文書をぜひご活用ください。

**☆共同募金は皆様の善意の募金です。決して強制するものではありません。
募金額については、寄付されるおひとりおひとりのご判断で結構です。
みなさま方のあたたかいご協力をお願い申し上げます。**

☆募金は日本円のみ受付させていただきます。

【担 当】磯子区社会福祉協議会 古市
電 話 751-0739
F A X 751-8608
E-mail : info@isoshakyo.com

赤い羽根共同募金運動 実施に関してご注意いただきたい点

例年、自治会町内会会長及び各班長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。毎年いただく多額のご寄付は、区内および県内の社会福祉事業や、震災・風水害等の被災地支援等に役立てられています。

本年も例年同様、募金運動を実施いたしますが、皆様に自治会町内会内で運動を行っていただくにあたっての、募金資材・運動の手順などご注意いただきたい点を以下に記載いたしました。お手数ですがご一読いただき、活動いただきますようお願い申し上げます。

1 送付資材

	資材・書類等	数量
1	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(自治会町内会長向け資料)※本紙	1部
2	共同募金のとりまとめについてのお願い(班長向け資料)	調査報告数または前年同数(※1)
3	共同募金実施要領	1部
4	共同募金のお願い(班回覧用資料)	調査報告数または前年同数
5	あかいはね(協力者向け資料)	1部
6	寄付済(領収)証 [一般(赤い羽根)・年末たすけあい募金 兼用]	調査報告数または前年同数(※1)
7	募金袋(封筒)[一般(赤い羽根)募金用]	調査報告数または前年同数(※1)
8	募金袋(封筒)[年末たすけあい募金用]	調査報告数または前年同数(※1)
9	郵便局 払込取扱票[一般(赤い羽根)募金用]	1枚
10	郵便局 払込取扱票[年末たすけあい募金用]	1枚
11	「無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について」	1枚
12	ボランティア委嘱状	調査報告数または前年同数(※1)
13	ポスター	1枚
14	赤い羽根	調査報告数または前年同数(※1)

※1 調査報告数は前年度ご提出いただいた調査票にご記入いただいた数です。

ご提出がなかった自治会町内会については、昨年度と同数をお送りしています。

※不足の資材がある場合は、事務局までご連絡ください。追加発送をさせていただきます。

2 運動スケジュール

9月中旬～下旬	自治会町内会会長宅等区連会資料配送先へ資材送付
10月1日～12月31日	赤い羽根共同募金運動実施期間
12月1日～12月31日	年末たすけあい募金運動実施期間
～令和7年1月31日	募金送金締切

3 募金目安額（共同募金会磯子区支会設定額）

共同募金は、配分を計画的に行うために、あらかじめ募金目安額の設定を行う募金です。今年度の目安額は、神奈川県共同募金会磯子区支会の承認をいただき、以下のとおり設定をしています。目安額を参考にご協力をいただきますようお願いいたします。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	290円（昨年同額） ※上記金額以上の設定も可能です。 ※目安額ですので、実際の寄付金額の多寡は問いません。
自治会町内会世帯数の考え方	令和5年12月末日現在の自治会町内会加入世帯数

※募金は任意であり、お示ししている金額はあくまでも目安額です。戸別世帯への募集に際しては、寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。

4 募金方法例

募金方法決定については各自治会町内会にてお願いいたします。

封筒募金 (封筒を使った戸別募金)	戸別世帯を訪問して寄付金を募る方法 回覧板に封筒を挟み込んで回覧する方法 等 ※「5封筒を使った募金活動に関する留意事項」参照
その他	あらかじめ自治会町内会費と一緒に募金分をお集めいただいている場合の募金

5 封筒を使った募金活動に関する留意事項

封筒を使って募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

- ①必要に応じて「ボランティア委嘱状」を携帯してください。(資材注文された自治会町内会のみ)
戸別訪問して寄付を募る場合は「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄は各自治会町内会でご担当者氏名をご記入ください。

②寄付済(領収)証を発行してください。(資材注文された自治会町内会のみ)

ご寄付いただいた方に寄付済(領収)証を発行してください。寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。なお、寄付済証には赤い羽根、年末たすけあいどちらの寄付金なのかを○で囲めるようになっておりますが、同時に集めた場合は○囲みをする必要はございません。

③寄付金額の指定は行わないでください。

一世帯あたりの目安額をお示ししていますが、募金はいくらでも寄付者の任意ですので、寄付を募る側から金額の指定を行うことはできません。もし、いくらくらいが良いかと寄付者から尋ねられた場合は、目安額としてお答えいただいても構いません。

④その他

募金を集める際、寄付者名や寄付金額を名簿に記入いただくなどして他の方の目に触れてしまうことがないようにご配慮をお願いいたします。

6 募金納入方法

募金は各班の募金を自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、同封の郵便局払込取扱票にて納入いただきますよう、お願い致します。

7 10万円を超える現金の振込時の注意事項

郵便局で10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続き者の本人確認書の提示が求められる場合があります。恐れ入りますがご準備をよろしくお願いいたします。

※郵便局払込手数料について

同封した青色の払込用紙を必ずご使用ください。(手数料免除の口座になります。)
ゆうちょ銀行窓口での手続きに限り手数料が免除となります。

【免除となる手数料】

- ① 硬貨取扱い手数料 ②現金での手続きに対する料金加算(110円) ③送金手数料

ATMご利用の場合は通常の手数料がかかりますのでご注意ください。

※ゆうちょ銀行窓口でのお支払いの際は、念のため送付資材にございます「無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について」と書かれたゆうちょ銀行発行の通知書をお持ちいただき、万が一窓口にて手数料負担を求められた場合にお見せいただきますようお願いいたします。



R6年度 共同募金 PR 大使
ホンダヌキ「ウタ(メス)」
(野毛山動物園)



戸別募金をとりまとめていただく皆様へ(班長さま用資料)

共同募金のとりまとめについてのお願い

日頃より共同募金運動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響下はありますが、今年もできる限り皆様のご協力をいただき、共同募金運動を実施したいと存じます。

ご多忙の折、お手数をおかけし誠に恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

**共同募金は皆様の善意の募金で、募金は決して強制ではありません。
募金額については、寄付をされる方のご判断でお願いします。**

共同募金会では、例年「目標額(配分計画)」を定めております。

これは、県下に共同募金の配分金を大きな財源としている社会福祉施設・団体が数多くあることによりです。

戸別募金をとりまとめていただく皆様のご協力により集まった募金は、神奈川県共同募金会から、それぞれの施設・団体、各区社会福祉協議会等へ配分されますが、多くの配分希望がある現状では、そのすべてを満たすのはとても難しいことです。

そこで、配分希望を調整し、その財源を確保するために、募金の配分(使途)を事前に計画し、また、募金活動の指針として目標額を設定しています。

そして、この目標額を達成するための募金の目安をお示しし、募金運動が進められています。

磯子区では、昨年の実績と神奈川県共同募金会の配分計画を踏まえ、磯子区支会委員会において、令和6年度の街頭募金、戸別募金、法人募金、その他の募金による磯子区の募金目標額総額を、**25,050,930円**(一般募金、年末たすけあい募金の合計)とすることで予算のご承認をいただいております。

今年度、各自治会・町内会の皆様にご協力をお願いする共同募金運動戸別募金については、2月の磯子区連合町内会長会でご了承をいただき、昨年同様に、「一般(赤い羽根)募金」は1世帯**290円**を一応の目安(目標額)とさせていただきます。(一般募金戸別募金 目標額**15,780,930円**)。

また、「年末たすけあい募金戸別募金」については、前年実績(合計**6,787,421円**)を下回らない程度とさせていただきます。

どうぞ、本趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため募金への協力を見送る場合は、各自治会・町内会にてご判断いただければと存じます。その際は事務局へご連絡いただく必要はありません。

どうぞよろしくお願いいたします。

お問い合わせ・連絡先 共同募金会磯子区支会事務局
(磯子区社会福祉協議会内)

tel : 045-751-0739



R 6 年度 共同募金 PR 大使
ホンドタヌキ「ウタ（メス）」
（野毛山動物園）

共同募金は、身近な地域の福祉活動を支えています。

～共同募金寄付金を財源とした活動の紹介～



高齢者支援
高齢者向けサロン
会食・配食サービス
送迎サービス など



～ボランティアの声～
ひとり暮らしの高齢者宅へお弁当を届けた時にもらう「ありがとう」の言葉は、この活動の支えである共同募金をしてくれた方たちへの「ありがとう」だと思っています。



障がい者支援
福祉施設へ車両費助成
障がい者作業所支援
障がい児の余暇活動 など



～リハビリ教室の利用者の声～
脳梗塞で体の自由がきかなくなり、最初は落ち込んでいましたが、このリハビリ教室に出会い、生きがいを見つけました。大切な場所です。



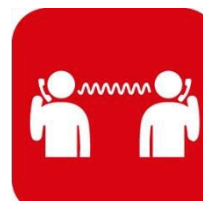
子育て支援
福祉施設の整備
子育てサロン
絵本の読み聞かせ など



～サロン運営者の声～
閉じこもりがちな母子の憩いの場所を、共同募金の財源をいただき運営しています。子どもたちの笑顔が溢れる場となっています。



地域福祉の支援
三世代交流イベント
在日外国人の支援
悩み事相談 など



～ボランティアの声～
誰もが気軽に話ができるよう相談電話を開設しています。無償で行っているので共同募金が活動の大きな支えです。



ボランティア支援
ボランティア団体支援
ボランティア育成講座
福祉教育 など



～ボランティアの声～
趣味もなく定年後の生き方に悩んでいた時、ボランティア講座に参加しました。これがきっかけで、今では週3回、高齢者の施設でボランティアをしています。



災害時の支援
地域の防災活動
災害等準備金
災害義援金 など



～災害ボランティアセンタースタッフの声～
被災地に集まったボランティアたちが、状況に応じた活動ができるよう迅速に対応できる資金があったことに感謝しています。

神奈川県共同募金会 磯子区支会
(事務局:社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会)
〒235-0016
横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5 階
電話:045-751-0739 FAX:045-751-8608



2024年
共同募金 PR 大使
本田タヌキ
「ウタ(メス)」



自治会・町内会の役員の皆さまへ

共同募金運動にご協力いただき、ありがとうございます。

共同募金と言えば、駅や商店街等で募金を行うイメージがありますが、実は横浜市内の募金額の約9割は、皆さまの活動によって集められる各ご家庭からの募金です。

しかし、これから皆さまが募金のお願いをしていただく時に、「目安額って?」「強制なの?」「何のために?」そんな言葉に、困ってしまうことがあるかもしれません。

このような時にご活用いただければと、募金の目的や使い途など、地域の皆さまからお寄せいただくことが多いご質問をQ&Aでまとめました。

共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」として、ひとりひとりの小さな力が、地域の福祉活動を支える大きな力となっています。

今年もご協力のほど、どうぞよろしくお願いします。

令和6年9月吉日

共同募金会横浜市支会 18区支会



教えて！赤い羽根共同募金Q&A

共同募金会に多くお寄せいただくご質問をQ&Aでまとめました。

共同募金ってなに？ 集めたお金は何に使われるの？

赤い羽根の共同募金は、「町の人々のやさしい気持ち」を集める活動です。社会福祉法で定められ、認められている募金活動で、昭和22年に市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は戦後復興の一助として福祉施設を中心に資金支援活動を行ってきましたが、現在では、皆さまのお住まいのすぐ近くの地域の中で、様々な福祉活動に役立てられています。

具体的に、どんな活動に使われているの？

共同募金は、高齢者サロンや、子育て支援などの草の根のボランティア活動から、障害者地域作業所などの社会福祉施設の改修まで、様々な民間の地域福祉活動を支援しています。裏面も参考にしてください。

被災地支援にも役立っているの？

大規模な災害が起こった場合に備えて、全国の都道府県共同募金会では、募金額の一部を積み立てています。東日本大震災では、東北地方の被災地を中心に、150か所の災害ボランティアセンター等へ約8億8千万を助成し、支援活動に使われました。

横浜市内でも、各区から災害ボランティアバスが被災地へ応援に駆けつけました。

また、台風被害など県内で発生した災害の支援活動に使われました。



なんで目安額があるの？〇〇円っていわれたけど？

赤い羽根の共同募金は、皆さまからの貴重な寄付をやみくもに集めるのではなく、まずは、何に使う必要があるのか「計画」を決めてから集めるしくみです。必要な金額から算出されたものを「目安額」としてご案内しています。もっとも、ご寄付は自由意思に基づくものなので、目安額はあくまでも目安にすぎません。



募金の使い方って、誰が決めているの？

横浜市内で集まった募金は、いったん神奈川県共同募金会に集約されます。神奈川県共同募金会には、助成先を決定する「配分委員会」が設置され、自治会町内会連合会長など、地域のさまざまな立場の代表者が委員となり、市民が参加する形で助成先が決められています。



寄付金控除が受けられるの？

共同募金会は、税制上、国と地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。個人からのご寄付は所得税の所得控除または税額控除、法人からのご寄付は、法人税の全額損金算入扱いになります。詳細については、お問い合わせください。



横浜市の募金額はどれくらいなの？

令和5年度の募金総額は約3億4千万円です。年々募金額は減少傾向にありますが、毎年市民の皆さまに多大なご協力をいただいています。横浜市内への助成額は、約4億円となり、ボランティア団体や各区社協など、さまざまな福祉団体へ配分されました。

その他、ご不明な点は各区支会へお気軽にお問合せください。

令和6年度 共同募金の実施要領

■共同募金とは〈一般募金(赤い羽根募金)と年末たすけあい募金の総称です〉

I 趣 旨

共同募金運動は、地域での福祉課題の解決を民間で図り、福祉施設、地域作業所、NPO法人、ボランティア団体など、地域での諸活動が円滑に推進されるよう、ご支援くださる皆様のひとり一人のここをつなぐ運動です。皆様から寄せられた、共同募金運動の結晶としての寄付金は、地域に還元するなど、地域の福祉活動の潤滑油として機能を発揮することになります。

民間の地域での福祉活動の形態はさまざまで、各団体が創意工夫のもとに活動を行っています。共同募金運動は、地域の皆様のご理解とご協力を得て、これらの地域福祉活動の一部を支えていこうという目的をもって計画的に実施されています。また、共同募金運動は、人々が共に生きる地域の一員として、お互いに相手の気持ちを大切にしよう“たすけあい”のここを育み、発揮するという役割も担っています。

募金の実施につきましては、自治会・町内会をはじめ、磯子区支会を構成する皆様方からのご意見をいただき、運動に活かしていきます。

1 共同募金の特質

共同募金は、次の特質を持つ運動です。

(1) たすけあいのこころの普及

共同募金は、温かいところを通わせあい、それを基盤にして、福祉を向上させていくことを目的のひとつとしています。

(2) 全国協調と地域性

共同募金は、ひとりでも多くのみなさまの参加を願い、全国一斉に協調して行われます。実施する区域は都道府県とし、その区域の住民と、民間福祉事業を行うものとの協力によって実施します。

(3) 一元性と総合性

共同募金は、民間の社会福祉事業が区域で展開する諸活動に、募金を効率的に活用するため、区域の募金の一元化を図り、寄附金の募集・管理・配分を総合的に調整しています。

(4) 公表

共同募金は、寄付者の信託によって寄付金の管理・配分を行っていますので、その結果を明確に公表し、共同募金の透明性を確保するとともに、寄付者の理解と支持を得るよう努めます。

また、一般募金の配分については公募のもと、申請方式による事業助成として各団体に配分しています。

(5) 奉仕活動

共同募金は、地域で福祉の向上に尽力する奉仕者の組織的な活動によって推進されます。

II 実施の主体

社会福祉法人神奈川県共同募金会 磯子区支会

Ⅲ 一般募金（赤い羽根募金）について

＜目 的＞

「共同募金」は、都道府県を単位として全国一斉に行う寄付金募集で、都道府県ごとの地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業・更生保護事業を行う関係施設等等の活動を資金面で支援することを目的として実施しています。

＜実施期間＞

共同募金運動は、毎年1回、厚生労働大臣が定める期間内（例年10月1日から3月31日）に実施します。なお、共同募金会では、前記期間以外にも年間を通じて寄付金の受け入れを行っています。

＜実施計画＞

「共同募金」は、社会福祉法に基づき、あらかじめ募金目標額（配分計画額）・受配者の範囲・配分の方法を定めて行う計画募金です。

＜配 分＞

「共同募金」は、都道府県を単位として配分が行われ、神奈川県共同募金会に寄せられた寄付金は、神奈川県内の民間福祉活動を推進するために使われています。

ただし、国内で大規模災害が発生した場合に限り県域を越えて拠出（被災者支援）拠出できます。

Ⅳ 年末たすけあい募金について

共同募金の一環として、12月1日から12月31日まで年末たすけあい募金運動が行われ、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、重い障がいのある人などさまざまな課題をかかえた区内の方々に慰問、激励するため、また、地域の福祉活動を一層充実するために活用されます。

Ⅴ 令和6年度 磯子区での共同募金運動について

1 募金活動の種類について

神奈川県共同募金会磯子区支会では、より多くの方からご協力いただけるよう次の方法で募金活動を実施します。

- | |
|--|
| 【戸別募金】自治会・町内会の協力を得て各家庭にご協力をお願いする募金。 |
| 【街頭募金】関係団体の協力を得て駅前などで通行中の方にご協力をお願いする募金。 |
| 【法人募金】企業・法人を中心に、ダイレクトメールなどによりご協力をお願いする募金。 |
| 【職域募金】企業や官公庁など、職場の社員・職員に寄付のご協力をお願いする募金。 |
| 【イベント募金】「ふくしの広場」など区域で実施する各種イベント開催時にご協力をお願いする募金。 |
| 【校内募金】先生や児童・生徒達に各学校内での寄付のご協力をお願いする募金。 |
| 【その他募金】地域ケアプラザや地区センター等、多くの区民が利用する機関の窓口に募金箱を設置し、寄付のご協力をお願いする募金。 |

愛ちゃん と 希望くん



2 募金期間及び目安額

(1) 一般募金（赤い羽根募金）

- 令和6年度目安額 15,780,930円（戸別募金）
1,100,000円（街頭募金、法人募金、その他募金等）
- 運動期間 10月1日～3月31日
- 募金納入期間 12月末までを目途に納入いただければ幸いに存じます。

[目安額の算定方法]

- ① 世帯数は、令和5年12月末日現在の地域振興課届出加入世帯数です。
- ② 一般募金の各自治会・町内会目安額は、一応の目安として、1世帯あたり290円（広域目安額165円＋地域目安額 125円）に対象世帯数を乗じて算定しています

(2) 年末たすけあい募金

- 令和6年度目安額 前年度実績額を下回らない程度
- 運動期間 12月1日～12月31日
- 募金納入期間 12月末までを目途に納入いただければ幸いに存じます。

VI その他

- (1) 戸別募金にあたっては、共同募金の趣旨、目安額、配分額等について納得が得られるよう十分説明し、寄付者の自発的な協力によって寄付金が拠出されるようお願いします。また、判断の目安としておおよその寄付標準額を示すことは差し支えありませんが、強制感を与えることのないよう充分ご留意をお願いします。
- (2) 募金期間中における2,001円以上の寄付金は所得税、住民税の税制優遇が受けられますので、免税領収書を必要とされる場合は、該当者の住所、氏名を事務局にお知らせください。後日、事務局からお礼状とともに発送します。
- (3) 戸別募金の寄付者には寄付済証を交付します。（自治会・町内会からの一括寄付のときはご希望により交付します）

【参考】共同募金のはじまり

昭和20年、終戦直後、生活困窮者と戦災孤児の激増など、深刻な社会的・経済的混乱のなかで、国は「生活保護法」（昭和21年10月制定）を中心とした公的扶助政策を推進してきました。一方で戦前、国内に6,700余あった民間社会福祉施設は、戦災によって3,000余に激減し、さらにインフレによる物価の高騰、物資の入手難などによって、復興はおろか施設の維持さえも困難な状況となりました。

また、昭和21年、連合軍総司令部(G・H・Q)は、国が行うべき政策を民間の事業体に行わせてはならないことと、民間が行う事業への公金支出を禁止する覚書を国に発しました。当時、「公私分離の原則」と呼ばれたものです。

このような状況のなかで、民間社会福祉事業の活動資金を確保するための寄付金募集（共同募金運動）を、全国的に実施しようという気運が公私の間に高まり、この運動を展開するために「社会事業共同募金中央委員会」（現在「中央共同募金会」）が組織されました。併行して、厚生省（現在「厚生労働省」）が提唱した、国民の“たすけあいの心”を喚起する「国民たすけあい運動」の一環として実施するための「共同募金（コミュニティーチェスト）実施要綱」が昭和22年8月に策定され、第1回の共同募金が昭和22年11月25日から12月25日までの1カ月を運動期間として実施されました。



共同募金のお願い

神奈川県共同募金会横浜市磯子区支会

皆さまの温かいご理解とご協力をいただいております共同募金運動が、今年も10月1日から始まります。

地域で暮らす皆さまにとって、安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、公的福祉制度の充実はもちろんですが、身近な地域できめ細かな活動を行っている団体やボランティアなどの活躍に、たいへん大きな期待が寄せられています。共同募金は、そうした民間の社会福祉活動のための大切な資金となっております。

今年も、共同募金の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

一般募金（赤い羽根共同募金）

この募金は、神奈川県共同募金会を通して、県内の民間社会福祉施設や福祉活動団体、磯子区社会福祉協議会へ配分されます。なお、募金は次のような方法を中心に行われています。

- ①戸別募金 自治会・町内会のみなさまのご協力によって、各家庭のご協力をお願いしています。
- ②街頭募金 区内の各駅頭などで、民生委員児童委員を始め各団体のみなさまのご協力により実施しています。
- ③法人募金 区内の企業などへのダイレクトメールにより、ご協力を呼びかけています。

年末たすけあい募金

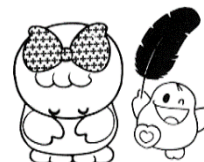
年越しに向けて、身近な地域での助けあいを進めていくための募金です。

ご協力いただいた募金は、高齢者や障害児者等への生活支援、障害者地域作業所や障害者グループホーム、また、地域のボランティア団体などへ磯子区社会福祉協議会を通して配分されます。

今年も皆さまの温かいご協力をよろしくお願いいたします!!

<お問い合わせ>

社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市磯子区支会事務局
 （社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会事務局内）
 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階
 TEL. 751-0739 FAX. 751-8608



回 覧										
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎募金はあくまで任意のものです。皆さまのお気持ちをいただければ幸いに存じます。



ゆ 22 事統第 072611 号
2022 年 8 月 1 日

社会福祉法人 神奈川県共同募金会
会長 並木 裕之 様

株式会社 ゆうちょ銀行
事務部門 事務統括部長 傳 昭浩



無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について

申込みいただきました無料送金サービスの取扱いに係る審査結果を、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 申請の種類
新規
 - 2 加入者名
社会福祉法人 神奈川県共同募金会
横浜市磯子区支会
 - 3 口座記号番号
00220-8-99416
 - 4 審査結果
承認（社会福祉の増進を目的とする寄附金の募集について）
 - 5 料金免除取扱期間
2022年8月15日（月）から通年
 - 6 無料送金サービスの範囲
ゆうちょ銀行の各店舗・郵便局の貯金窓口において、通常払込み（料金払込人負担（青色の振替払込書））での送金に限ります。
通常払込み（料金加入者負担（赤色の振替払込書））や、ATM・ゆうちょダイレクト等の窓口以外のチャネルによる送金は、本サービスの対象外です。
- ※ 都合により申請いただいた内容を変更する場合は、変更する1か月前までに都道府県共同募金会本部を通じ、弊行の担当エリア本部までお申し出ください。
- ※ 無料送金サービスのご利用には、郵便局窓口での取扱いを円滑にするため、専用払込書の作成にご協力ください。

以上

自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会 磯子区支会
支会長 須田 幸雄

令和 7 年度に向けた共同募金運動(戸別募金)用資材 に関するアンケート(依頼)

日頃より共同募金運動について、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年のお願いではございますが今年度も共同募金に係る「募金資材」の必要数について、アンケート調査を実施いたします。

今回ご回答いただくアンケート結果は、**令和 7 年度の共同募金資材発送数**として反映させていただきます。

つきましては、ご多用中大変恐縮ではございますが、別紙回答用紙にご記入のうえ、**11 月 29 日(金)まで**にご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートのご提出がない場合は本年度同数、同内容の資材をお送りいたしますのでご了承ください。

【担 当】磯子区社会福祉協議会内 古市
電 話 7 5 1 - 0 7 3 9
F A X 7 5 1 - 8 6 0 8
E-mail : info@isoshakyo.com

令和7年度に向けた共同募金資材についてのアンケート回答用紙

◆募金資材の配付について

従来、共同募集運動のために各自治会町内会にお届けしている資材は次の通りです。

下記のうち、No.1～7はご希望にもとづき送付しておりますので、次年度に向けてご回答をお願いいたします。なお、No.8～11については全ての自治会・町内会に原則1部ずつ配付しております。

自治会町内会名:【 】

No.	資 材 名		本年度 お届け数	次年度資材送付必要数を下記にご記入ください※該当する項目の□にレ印
1	寄付済(領収)証 [一般(赤い羽根)・年末たすけあい募金 兼用]		枚	☐ 世帯数分の送付を希望 ☐ [枚]送付を希望 ☐ 送付不要
2	募金袋(封筒)[一般(赤い羽根)募金用]		枚	☐ 世帯数分の送付を希望 ☐ [枚]送付を希望 ☐ 送付不要
3	募金袋(封筒)[年末たすけあい募金用]		枚	☐ 世帯数分の送付を希望 ☐ [枚]送付を希望 ☐ 送付不要
4	文書「共同募金のとりまとめについてのお願い」(班長向け資料)		部	☐ 班数分の送付を希望 ☐ [部]送付を希望 ☐ 送付不要
5	文書「共同募金のお願い」(班回覧用資料)		枚	☐ 班数分の送付を希望 ☐ [枚]送付を希望 ☐ 送付不要
6	ボランティア委嘱状		枚	☐ 班数分の送付を希望 ☐ [枚]送付を希望 ☐ 送付不要
7	赤い羽根	ピン	本	☐ ピン式[本]送付を希望
		シール	本	☐ シール式[本]送付を希望 ☐ 送付不要
8	郵便局払込取扱票 [一般(赤い羽根)募金用]		1 部	
9	郵便局払込取扱票 [年末たすけあい募金用]		1 部	
10	ボランティア向けリーフレット		1 枚	
11	ポスター		1 枚	

その他の資材に関するご希望などございましたらご記入ください

--

※令和6年 11 月 29 日(金)までに同封の返信用封筒又は FAX で共同募金会磯子区支会へご返送をお願いします。(ご返送のなかった場合には、本年度と同じ資材送付とさせていただきます)

ご協力ありがとうございました。

磯子区連合町内会長会資料
磯 区 社 協 発 第 255 号
令 和 6 年 9 月 17 日

自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市磯子区社会福祉協議会
会 長 小 宮 山 滋

**磯子区社会福祉協議会「令和5年度事業報告・収入支出決算書
及び令和6年度事業計画・収入支出予算書」冊子の配布について**

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業の推進につきましては日頃からご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記冊子が完成しましたので、各自治会・町内会会長様に配布いたします。よろしくお願い申し上げます。

1. 送付数 各自治会・町内会 1冊

連絡先：磯子区社会福祉協議会 石塚

電話：751-0739

FAX：751-8608

Email：info@isoshakyo.com

冊子データは区社協ホームページをご参照ください。
9月下旬に掲載予定です。

<磯子区社会福祉協議会ホームページ>

<https://www.isoshakyo.com/about-syakyo.html>



災害に便乗した 悪質商法に注意!



「無料で点検」と突然訪れた事業者に、「保険が使える」と屋根工事を勧められ80万円の契約をした。実際は保険が使えず、解約すると伝えたと、違約金40万円を請求された。

(70歳代 女性)

地震や台風などの災害後には、それに便乗した悪質商法が多発します。「このままだと危険だ」と不安をあおり、「保険金を使って自己負担無く住宅修理ができる」などと勧誘されても、実際に保険金が支払われるかは分かりません。周囲に相談し、慌ててすぐに契約しないようにしましょう。



トラブル防止のポイント

- ☑ まずはご自身で保険会社や代理店へ相談を!
- ☑ 複数社から見積りを取り検討する!
- ☑ 修理等の依頼時は契約内容をしっかり確認!



横浜市消費生活総合センター 🔍 検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00~18:00 土・日 9:00~16:45)

調停手続相談会

予約不要!

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題



離婚・婚姻費用・養育費等

このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。(秘密は厳守します)

なお、本相談会は税務、法律の相談会ではありませんので、ご注意ください。

また、コロナ等感染症予防のため発熱等体調不良の方は、来場をご遠慮ください。

日 時

令和6年11月16日(土)

10:00~15:30
(受付終了15:00)

場 所

かながわ労働プラザ

JR京浜東北・根岸線「石川町駅」 中華街口(北口) 徒歩3分

JR京浜東北・根岸線「関内駅」 南口 徒歩8分

横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」 出口2 徒歩12分

横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」 出口1 徒歩12分

申 込 : 予約不要・当日会場で受付

主 催 : 公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会
保土ヶ谷民事調停協会

後 援 : 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市民局

問合せ先: 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係
横浜家庭裁判所 総務課庶務係



電話 045-664-8778

電話 045-345-3505

参加費
無料

がん予防 特別講演会

がんを知る スタートラインはいつからでも



日付

R6. 10/ **1** 火

時間

受付：13:00～

13:30～15:30

(途中休憩あり)

会場

磯子区役所 7階 会議室

住所：横浜市磯子区磯子3-5-1

対象者 磯子区在住・在勤・
御希望の方どなたでも参加可能

定員 先着 70名程度

申し込み方法 電話、二次元バーコード、
FAX（裏面に様式あり）



申し込み期間

8/13（火）～9/13（金）

※9/27（金）まで延長中

第1部 講師

横浜市立みなと赤十字病院 健診センター長
MY-BYOスタイルアンバサダー2024
横浜消化器内視鏡医会理事

伊藤 美奈子 先生

大切な人のためにできること
～あらゆる病気の予防につながるがん予防～

第2部 講師

鎌倉女子大学家政学部管理栄養学科 准教授
元国立がん研究センター東病院・栄養管理室長

落合 由美 先生

知って実践！がん発症リスク低減のための食事術

磯子区 福祉保健課 健康づくり係

※大雨等の警報が発令された場合は、予告なく中止することがあります。

☎ **045-750-2445**

平日8:45～17:15

参加費
無料

FAX:045-750-2547

磯子区福祉保健課がん検診啓発担当 宛

がん予防 特別講演会

がんを知る スタートラインはいつからでも

(ふりがな) 氏名	
電話番号	— —
年齢	
事前質問（講師の先生へご質問がございましたらご記入ください）	

※申し込み時点で定員に達していた場合のみ、区からご連絡いたします。

特に区からの連絡がない場合は申し込みできていますので、当日会場にお越しください。

アクセス

磯子区役所 7階会議室

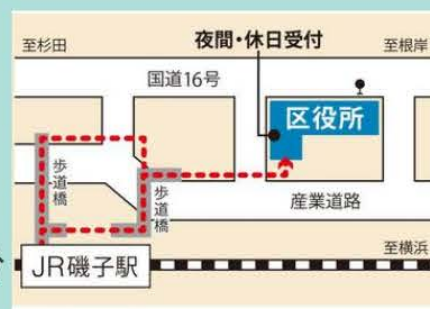
(横浜市磯子区磯子3-5-1)

【JR京浜東北線】

【京浜急行線】

「磯子駅」より徒歩5分

「屏風ヶ浦駅」より徒歩15分



磯子まつり開催に伴う交通規制の実施について

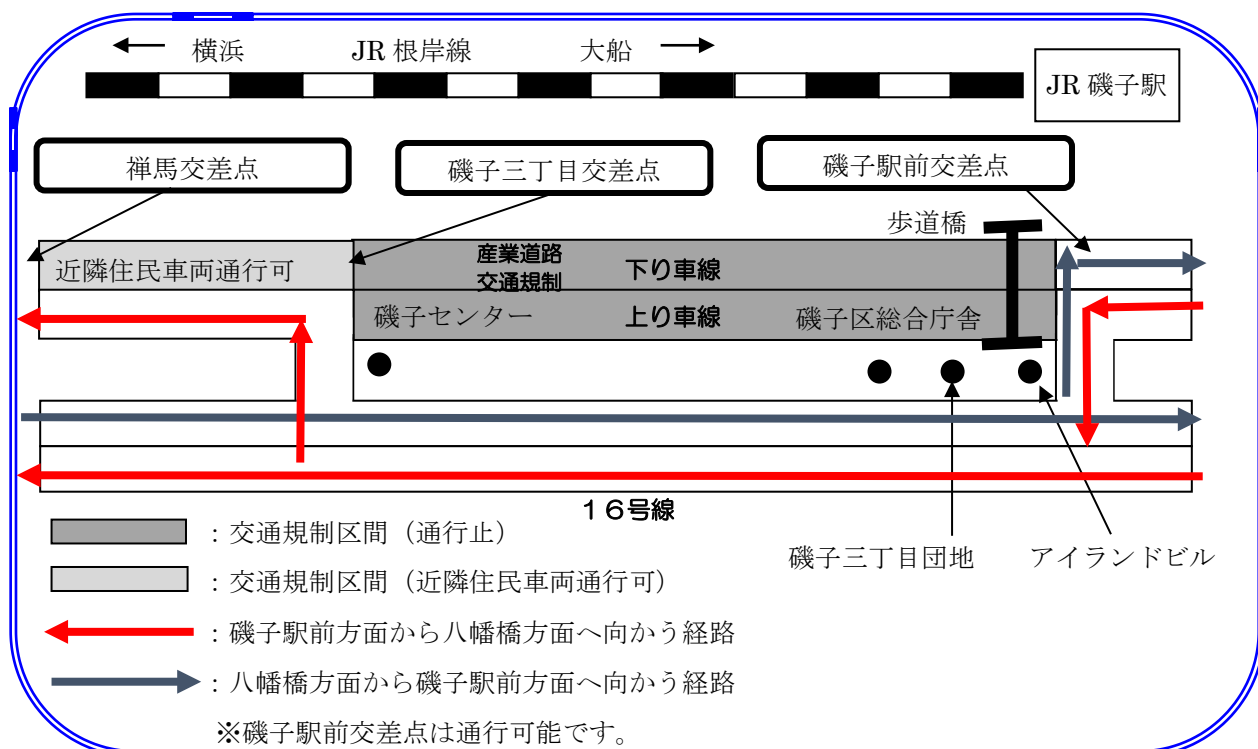
産業道路において磯子まつりのパレードが開催されます。それに伴い、産業道路の一部区間で、下記の日時に交通規制が実施されます。また、大きな音が発生する可能性があります。ご協力をお願いいたします。

■日 時 : 9月29日(日)9時30分～13時30分

■規制道路 : 産業道路

(上下線:磯子駅前交差点～磯子三丁目交差点)

(下り線:禅馬交差点～磯子三丁目交差点(近隣住民車両通行可))



磯子まつり概要

日時: 令和6年9月29日(日) 10時00分～15時00分

産業道路上では、オープニングセレモニー、パレード!

フォーミュラカーの展示やスケボー体験、リーゼント刑事 秋山 博康氏のトークイベント等、楽しいイベントがいっぱいです。

公会堂では区民ステージを開催します。

区総合庁舎(区民ホール)では、行政イベントブース、区役所駐車場や磯子アベニューでは地域団体出店、商店街朝市など飲食出店も盛りだくさん!

土木事務所では、はたらくるまの展示があります!

今年は、横浜市電保存館も新たに会場に。当日は終日入館料無料!

まつりアンケートでいそっぴグッズ等のプレゼント!も実施します。

ぜひ、ご来場ください!



詳細は公式サイトから

連絡先: 磯子区地域振興課 大竹、吉田
電話: 045-750-2395
FAX: 045-750-2534
E-mail: is-matsuri@city.yokohama.jp

磯子区連合町内会長会資料
令和6年9月17日
磯子区地域振興課

自治会町内会長 様

磯子区民駅伝大会実行委員会事務局

第16回磯子区民駅伝大会の周知について（依頼）

秋涼の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから磯子区のスポーツ振興に特別の御指導、御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、『磯子区民駅伝大会』は、子供から大人まで参加できる大会として地域に定着した大会です。第16回となる本大会については、会場を昨年から引き続き、「海の公園（金沢区海の公園10）」とし、12月15日（日）に開催する運びとなりました。本大会では、地域の皆様に御参加いただける「連合男子」、「連合女子」の部を設けておりますので、奮って御参加ください。

また、このたびチラシを作成しましたので、お送りいたします。

掲示板数分送付しますので、ご協力いただける場合は、掲示板等での周知についてご検討ください。

連絡先：磯子スポーツセンター 井上、田邊
電話：045-771-8118
FAX：045-771-8120
E-mail：taikyo-is@yspc.or.jp

第 16 回磯子区民駅伝大会

令和 6 年 12 月 15 日(日)開催

●受付7:30～ ●開会8:20～ ●競技開始8:40～ ●閉会13:00予定

※競技開始、終了は各部門ごとに異なります

●雨天開催(荒天時は中止)

☆参加対象 磯子区在住・在勤・在学

(区外の方はオープン参加) ※区外の方は表彰の対象となりません



会場 : 海の公園

横浜市金沢区海の公園 10

主催 磯子区民駅伝大会実行委員会

共催 磯子区役所 特別協力 海の公園

【申込期間】9月15日～11月15日

パナソニックエンジェルス
も応援に来ます!

①小学生 3,4 年生

②小学生 5,6 年生

③中学生女子

④一般女子 (高校生以上)

競技部門 ⑤連合女子 (各地区連合単位/高校生以上)

⑥中学生男子

⑦一般男子 (高校生以上)

⑧連合男子 (各地区連合単位/高校生以上)

⑨混合の部 (男女混合高校生以上)

⑩親子ではしロー

(親子ペアマラソン/保護者と小学生2年生以下)

区間距離 ①各0.9km ②～⑤⑨各1.8km ⑥～⑧各2.8km ⑩親子一緒に0.9km

参加料 小・中学生 2,000円/1チーム(4名) 高校生以上 6,000円/1チーム(4名)
親子 2,000円/1チーム(2名)

お申込みはこちらの QR コードから→

問合せ先: 磯子スポーツセンター TEL 771-8118



協力 磯子区連合町内会長会・磯子区スポーツ推進委員連絡協議会・磯子区青少年指導員協議会・磯子事業会

磯子区子ども会連絡協議会・磯子区小、中学校長会・磯子区中学校体育連盟・磯子区 PTA 連絡協議会

久良岐健走クラブ・磯子区スポーツ協会・磯子区さわやかスポーツ普及委員会・磯子区商店街連合会・磯子救命ボランティア

(公財)横浜市緑の協会海の公園管理センター・パナソニックエンジェルス・横浜市スポーツ協会・磯子スポーツセンター